

3 道徳教育

児童生徒の心に響く道徳教育

【方向性】

道徳教育は、児童生徒一人一人が、人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して、自己の生き方や未来について考えたり、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について自覚を深めたりして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を主体的に身に付けていくためのものである。

各学校においては、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整備すること、全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をしっかりと押さえた指導を行うこと、家庭や地域社会との連携を図りながら、児童生徒の心に響く道徳教育を進めることが大切である。特に、道徳教育の要（かなめ）としての「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）の重要性を深く認識し、魅力的で多様な授業を展開できるよう、教師の指導力を高める必要がある。

【課題】

（1）全教育活動を通しての道徳教育の充実

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて行うものである。そのためには、道徳科はもとより、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うことが大切である。

まずは、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制を整備し、全教職員が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、充実を図ることが求められる。また、全体計画に、各教科における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものや道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを、別葉として加えるなど、年間を通して具体的に活用しやすいものにするのが求められる。さらに、学年・学級経営を通じて、道徳性を育成するための基盤となる教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成に努めたり、学校や学級の環境整備の充実を図ったりすることも大切である。

（2）豊かな体験活動の充実といじめの防止

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験活動を生かし、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることが大切である。日常生活や各教科等において、自らの生き方に関わる体験活動の充実を図り、道徳科の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の一層の自覚を深めるなど指導の工夫が望まれる。

また、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特性を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが必要である。

（3）道徳科における道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

道徳科の指導では、導入、展開、終末の一般的な指導の過程を基本としながらも、児童生徒一人一人が道徳的価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることで、児童生徒が主体的に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けられるような授業の充実が望まれる。

また、道徳教育推進教師を中心に、校長や教頭などの参加による指導や他の教職員とのチーム・ティーチングなどの指導、養護教諭や栄養教諭の協力など、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画づくりを推進し、道徳科の指導体制の充実を図ることが必要である。

（4）家庭や地域社会との連携による道徳教育の充実

授業参観等を活用した道徳科の授業公開や体験活動等で保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、学校と家庭や地域社会の連携を深めることが大切である。

また、「私たちの道徳」や「教え育てる道徳教育」等の指導資料を活用し、児童生徒の発達段階に応じて、身に付けてほしい内容を家庭にも啓発していくことが考えられる。

【参考資料】

・「令和2(2020)年度 指導の指針」	R02.3	県教委
・「栃木県道徳教育ハンドブック」	R02.3	県教委
・「「考え、議論する道徳」の授業づくり（中学校段階）」	R02.3	総教セ
・「「考え、議論する道徳」の授業づくり（小学校段階）」	H31.3	総教セ
・「学習指導要領（平成27年3月一部改正）対応「教え育てる道徳教育」	H29.3	県教委
・「「ふるさと とちぎの心」 栃木県道徳教育郷土資料集（小学校編）」	H27.3	県教委
・「「ふるさと とちぎの心」 栃木県道徳教育郷土資料集（中学校編）」	H26.3	県教委
・「教え育てる道徳教育資料集 「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集」	H25.3	県教委
・「情報モラル育成資料集」	H23.2	県教委